

第9章 水防施設及び輸送

第1節 水防倉庫及び水防資器材

1 水防倉庫及び水防資器材

指定水防管理団体は、重要水防箇所に必要な応じて水防倉庫又は代用備蓄場を整備し、重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとする。

また、施設管理者は、平常時から管理に万全を期し、有事に際しては、その機能が十分発揮できるよう努めるものとする。

町内の水防倉庫及び水防資器材、樋門樋管の設置場所等は、次のとおりである。

※資料編 5-5 : 水防倉庫所在地及び水防用資器材の保管状況

※資料編 5-6 : 水防用土砂堆積・採取状況

※資料編 5-7 : 樋門樋管一覧

2 水防資器材の調査等

水防管理者は、水防資器材の確保のため、その区域内において水防用資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は直ちに補充しておくものとする。

なお、水防管理者は、水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は道の備蓄資器材を使用する場合には、帯広開発建設部長又は十勝総合振興局長に電話にて承認を受けるものとする。

3 国又は道有水防資器材の使用

水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、道の備蓄資器材又は国の応急復旧用資器材を総合振興局長又は振興局長、開発建設部長の承認を受けて使用することができる。

なお、総合振興局長又は振興局長及び開発建設部長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急時に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

第2節 輸送の確保

1 輸送路線の確保

十勝総合振興局長及び帯広開発建設部長は、非常の場合における消防団員及び作業員並びに水防用資器材等の輸送の確保を図るため、帯広警察署、町その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

また、警察機関、町その他の協力を得て、輸送路線の確保に努めるものとする。

2 水防管理者の措置

水防管理者は、管内の重要水防区域においてあらゆる状況を推定し、経路等についてあらかじめ調査し、万全の措置を講じておくものとする。

3 輸送計画

水防の規模、状況等により、他の機関の輸送力を必要とする場合は、音更町地域防災計画 第5章第14節「輸送計画」に定めるところにより必要な措置を講ずるものとする。